

議案第44号

杉並区印鑑条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年6月7日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区印鑑条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区印鑑条例（昭和50年杉並区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき外国人登録原票に登録されている者」を削る。

第5条第1項中「前条本文の」の次に「規定による」を加え、「前条ただし書の」を「同条ただし書の規定による」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第7条第1号中「記録され、又は外国人登録原票に登録されている」を「記録されている」に、「組み合せたもの」を「組み合わせたもの（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあつては、住民基本台帳に登録されている氏名（住民基本台帳に登録されている通称及び住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮名表記を含む。以下同じ。）、氏名の一部又は氏名の一部を組み合わせたもの）」に改める。

第9条第2項中「記載する」の次に「とともに、当該印鑑の登録を受けた者を識別するための磁気を付する」を加え、同条第3項を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条中「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「法」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第15条の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条中「まつ消しなけれ

ば」を「抹消しなければ」に改め、同条第5号中「氏」を「氏名、氏」に改め、同条第6号中「まつ消すべき」を「抹消すべき」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき(日本の国籍を取得したときを除く。)。

第20条中「(住民基本台帳に記録されている者に限る。以下同じ。)」を削る。

第2条 杉並区事務手数料条例(平成12年杉並区条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第2中22の項を削り、23の項を22の項とし、24の項を23の項とする。

第3条 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例(平成13年杉並区条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)」を加える。

第3条の2中「第12条の4第5項」の次に「、第19条第4項」を加え、「並びに住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の23第4項」を削り、第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第19条第1項に規定する本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項

第4条中「第30条の25第2項」を「第30条の24第5項」に、「次の」を「、次の」に改め、同条第1号中「氏名」の次に「(外国人住民にあつては、住民票に記載されている通称を含む。)」を加え、同条第8号中「第30条の25第1項」を「第30条の24第1項」に改め、同項に次の3号を加える。

(9) 令第30条の24第2項に規定する住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨

(10) 令第30条の24第3項に規定する法第24条の2第3項に規定する当該最初の転入届に係る転出届をした者に係る法第9条第1項の規定による

通知を受けた旨

(11) 令第30条の24第4項に規定する住民基本台帳カードに法第30条の44第6項に規定する措置を講じた旨

第5条第2項第8号及び第9号を削り、同項第7号中「第30条の25第1項」を「第30条の24第1項から第4項まで」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の本籍地の市町村長への通知

(6) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の区長への通知

附 則

- 1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 区長は、施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき外国人登録原票に登録されている者（以下「外国人」という。）であって、施行日において印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、施行日において抹消する。
- 3 区長は、施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日において印鑑の登録を受けることができるものに係る印鑑登録原票の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において当該登録事項を修正する。
- 4 この条例の施行の際、現に第1条の規定による改正前の杉並区印鑑条例第9条の規定により交付された印鑑登録証（外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下「外国人旧印鑑登録証」という。）は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。
- 5 印鑑登録者（外国人住民に限る。）は、外国人旧印鑑登録証を第1条の規定による改正後の杉並区印鑑条例第9条の規定による印鑑登録証に切り替えようとするときは、規則で定めるところにより、印鑑登録証切替交付申請書に外国人旧印

鑑登録証を添えて、自ら区長に申請しなければならない。この場合において、杉並区事務手数料条例第2条第2項の規定による手数料は、同項の規定にかかわらず、徴収しない。

- 6 外国人住民については、平成25年7月7日までは、第3条の規定による改正後の杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第3条の2から第5条まで（第3条の2第1号並びに第5条第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、適用しない。

（提案理由）

住民基本台帳法の一部が改正されたこと等に伴い、外国人住民に係る登録印鑑の制限の規定を改めるとともに、電気通信回線を通じて送信する事項を改める等の必要がある。

杉並区印鑑条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第 1 条による改正（杉並区印鑑条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（登録資格）</p> <p>第 3 条 杉並区（以下「区」という。）の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。<u>以下「法」という。</u>）に基づき住民基本台帳に記録されている者_____</p> <hr/> <p>__は、1 人 1 個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>（登録申請の確認）</p> <p>第 5 条 区長は、前条本文の規定による申請があつたときは、当該登録申請者が本人であること、又は<u>同条ただし書の規定による</u>申請があつたときは、当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p> <p>2 区長は、郵送その他適当と認める方法により、登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び規則で定める書類を登録申請者に持参させることによつて前項の<u>規定による</u>確認を行うものとする。</p>	<p>（登録資格）</p> <p>第 3 条 杉並区（以下「区」という。）の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号_____）に基づき住民基本台帳に記録されている者<u>又は外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）に基づき外国人登録原票に登録されている</u>者は、1 人 1 個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>（登録申請の確認）</p> <p>第 5 条 区長は、前条本文の_____申請があつたときは、当該登録申請者が本人であること、又は<u>前条ただし書の_____</u>申請があつたときは、当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p> <p>2 区長は、郵送その他適当と認める方法により、登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び規則で定める書類を登録申請者に持参させることによつて前項の_____確認を行うものとする。</p>

3 前項の規定にかかわらず、区長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、そのいずれかの文書によつて、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認を行うことができる。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて規則で定めるものの提示があつたとき。

(2)及び(3) 略

4 略

(登録印鑑の制限)

第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている 氏名、氏若しくは名又は氏及び名の各一部を組み合わせたもの(外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))にあつては、住民基本台帳に記録されている氏名(住民基本台帳に記録されている通称及び住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記を含む。以下同じ。)、氏名の一部又は氏名の一部を組み合わせたもの)で

3 前項の規定にかかわらず、区長は、次の各号の一に掲げる場合においては、そのいずれかの文書によつて、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認を行うことができる。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であつて規則で定めるもの又は外国人登録証明書の提示があつたとき。

(2)及び(3) 略

4 略

(登録印鑑の制限)

第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている氏名、氏若しくは名又は氏及び名の各一部を組み合わせたもの で

表していないもの
 (2)～(6) 略
 (印鑑登録証の交付等)
 第9条 略
 2 印鑑登録証には、登録番号を記載するとともに、当該印鑑の登録を受けた者を識別するための磁気を付する。

第12条 削除

(印鑑登録原票登録事項の職権修正)

第13条 区長は、法 _____
 _____に基づく届出等により、
 印鑑登録原票の登録事項に変更がある
 ことを知つたときは、第15条の規定
 により印鑑登録の抹消を行う場合の
 ほか、印鑑登録原票の登録事項につい
 て職権で修正しなければならない。

(印鑑登録の抹消)

第15条 区長は、印鑑登録者が次の各
 号のいずれかに該当する場合は、当該

表していないもの
 (2)～(6) 略
 (印鑑登録証の交付等)
 第9条 略
 2 印鑑登録証には、登録番号を記載する _____
 _____。
 3 住民基本台帳に記録されている者に
 係る印鑑登録証には、当該印鑑の登録
 を受けた者を識別するための磁気を付
 する。

(印鑑登録原票登録事項変更の届出)

第12条 印鑑登録者又はその代理人
 は、印鑑登録原票の登録事項(印影を
 除く。)について変更をしようとする
 ときは、印鑑登録証を提示して、印鑑
 登録原票登録事項変更届により、区長
 にその旨を届け出なければならない。

(印鑑登録原票登録事項の職権修正)

第13条 区長は、住民基本台帳法又は
 外国人登録法に基づく届出等により、
 印鑑登録原票の登録事項に変更がある
 ことを知つたときは、第15条の規定
 により印鑑登録のまつ消を行う場合の
 ほか、印鑑登録原票の登録事項につい
 て職権で修正しなければならない。

(印鑑登録のまつ消)

第15条 区長は、印鑑登録者が次の各
 号のいずれかに該当する場合は、当該

印鑑の登録を抹消しなければ ならない。

(1)~(4) 略

(5) 氏名、氏又は名を変更したため登録されている印鑑が第7条第1号に該当することになったとき。

(6) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき(日本の国籍を取得したときを除く。)。

(7) 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。

(専用端末機による印鑑登録証明の申請等)

第20条 前2条の規定にかかわらず、
印鑑登録者_____は、専用の端末機に印鑑登録証を使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

印鑑の登録を抹消しなければ ならない。

(1)~(4) 略

(5) 氏_____又は名を変更したため登録されている印鑑が第7条第1号に該当することになったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。

(専用端末機による印鑑登録証明の申請等)

第20条 前2条の規定にかかわらず、
印鑑登録者(住民基本台帳に記録されている者に限る。以下同じ。)は、専用の端末機に印鑑登録証を使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第3条による改正(杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正)

新	条	例	旧	条	例
(用語)			(用語)		
第2条	この条例で使用する用語の意義		第2条	この条例で使用する用語の意義	

は、法及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（電気通信回線による他の市町村長への通知）

第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項及び第24条の2第5項

の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 法第19条第1項に規定する本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項

(4) 略

(5) 略

（電気通信回線による東京都知事への通知）

第4条 法第30条の5第2項並びに令第13条第4項及び第30条の24第5項の規定に基づき、電子計算機から

は、法 _____
_____ で使用する用語の例による。

（電気通信回線による他の市町村長への通知）

第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項 _____ 及び第24条の2第5項並びに住民基本台帳法

施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の23第4項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 令第30条の23第3項に規定する住民基本台帳カードの返納を受けた旨

（電気通信回線による東京都知事への通知）

第4条 法第30条の5第2項並びに令第13条第4項及び第30条の25第2項の規定に基づき、電子計算機から

電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名(外国人住民にあつては、住民票に記載されている通称を含む。)

(2)~(7) 略

(8) 令第30条の24第1項に規定する住民基本台帳カードを交付した旨、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた旨、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた旨、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨

(9) 令第30条の24第2項に規定する住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨

(10) 令第30条の24第3項に規定する法第24条の2第3項に規定する当該最初の転入届に係る転出届をした者に係る法第9条第1項の規定による通知を受けた旨

(11) 令第30条の24第4項に規定する住民基本台帳カードに法第30条の44第6項に規定する措置を講じた旨

(審議会への報告等)

電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は次のとおりとする。

(1) 氏名_____

(2)~(7) 略

(8) 令第30条の25第1項に規定する住民基本台帳カードを交付した旨、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた旨、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた旨、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨

(審議会への報告等)

第5条 略

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) 略

(5) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の本籍地の市町村長への通知

(6) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の区長への通知

(7) 略

(8) 略

(9) 法第30条の5第1項並びに令第13条第3項及び第30条の24第1項から第4項までの規定による前条各号に掲げる事項の東京都知事への通知

3 略

第5条 略

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 法第30条の5第1項並びに令第13条第3項及び第30条の25第1項の規定による前条各号に掲げる事項の東京都知事への通知

(8) 令第30条の23第3項の規定による住民基本台帳カードの返納を受けた旨の交付市町村長への通知

(9) 令第30条の23第3項の規定による住民基本台帳カードの返納を受けた旨の区長への通知

3 略